

2023年6月30日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
日土地西新宿ビル 20階
HOYA株式会社
代表執行役最高経営責任者 (CEO) 池田 英一郎



東京都新宿区西新宿六丁目22番1号
株式会社ラクス HR テック
代表取締役 田邊 正司



HOYA株式会社(以下「当社」といいます。)は、2023年5月15日付け新設分割計画書に基づき、2023年6月30日を効力発生日として、当社のクラウド型勤怠管理・給与明細サービス事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ラクス HR テック(以下「新会社」といいます。)に承継させる新設分割(以下「本分割」といいます。)を行いました。当社が、本分割に関して第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日
2023年6月30日

2. 当社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求

本分割は、会社法第805条に規定される簡易分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求を行うことはできません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第805条に規定される簡易分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主は株式買取請求を行うことはできません。

(3) 新株予約権買取請求手続

該当する事項はありません。

(4) 債権者保護手続

本分割にあたって、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 4 条に基づき、2023 年 5 月 26 日付の官報及び電子公告にて債権者に対する公告を行いました。が、会社法第 810 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、当社より、当社のクラウド型勤怠管理・給与明細サービス事業に関して有する権利義務を承継しました。以上の結果、新会社が承継した資産の額は 169 百万円（概算）、負債の額は 278 百万円（概算）となっております。

4. その他本分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上